

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和4年6月21日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから6月21日の原子力規制庁、定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明いたします。

あしたの委員会ですけれども、委員長は不在のため田中委員長代理が司会を行うこととなります。記者会見も田中委員長代理が行います。

議題ですけれども、議題は4つです。

1つ目が、ALPS（多核種除去設備）処理水に関するIAEA（国際原子力機関）規制レビューの報告書の概要ということで、レビュー自体は今年の3月にやりましたけれども、その報告書が先週の木曜日にIAEAから公表されまして、その概要を説明するというものになります。

今後、IAEAのほうでは、実際の海洋放出の前にもう一度レビューを行うと言っていますので、今後はそういう予定になります。

議題の2つ目ですけれども、デジタル原則に照らした一括見直しプランを踏まえた対応とありますけれども、これは今月の3日に、デジタル庁が事務局になっています、デジタル臨時行政調査会という会議で、規制の一括見直しプランというのがまとめられまして、今後、全省庁でその統一方針で規制の見直しを行うことになるのですけれども、規制委員会としてこのように対応しますという方針を説明するものになります。目視とか定期検査といったアナログ的な規制がかかっている7種類について、目新しい議論はなかったかのように思います。

議題の4つ目ですけれども、IAEAによる昨年版の保障措置声明の公表というものです。

これは毎年この時期にIAEAが公表しているもので、昨年、前年に行った保障措置活動の結果を踏まえて、各国ごとの評価というのをIAEAが公表することになっています。それが公表されたので、委員会で報告ということになります。

日本に対する評価は、全ての核物質が平和的活動にとどまっているという、拡大結論というものになっていまして、これは拡大結論という仕組みができた2003年から19年連続ということになります。

次が、3ページ目、6月27日の（9）3条改正の許認可手続に関する被規制者との意見交

換会とありますけれども、これは1月12日の委員会で、京都大学の申請書への書類の添付漏れという事案がありまして、同種のものがないかと探したところ、3月30日の委員会で、手続の不備、同様のものが17件報告されたというのがありましたけれども、それを受けまして、改めて、前回の法改正に伴って今後必要となる手続、次、またこんなものが必要になりますので忘れないようにしましょうね、という確認などを行うための会議であります。

次が、6月27日の（10）核燃料施設等の審査会合。

議題は常陽です。今回は、地震・津波・溢水による損傷の防止について説明があることになっていまして、これで全ての条項について一巡は説明を行ったというところまで到達するということになります。

説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—